

## 都税の納付方法


### ○窓口での納付

- 都税事務所・都税支所・支庁
- 金融機関・郵便局（一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。）
- コンビニエンスストア
  - ・1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

－利用可能なコンビニエンスストア－（50音順）

くらしハウス コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト 生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ  
ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ  
ヤマザキデイリーストア ローソン MMK設置店\*1（コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。）

### ○ペイジー（Pay-easy）納付（金融機関・郵便局の （ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング）

- ・① （ペイジーマーク）の付いている都税の納付書をお持ちの場合、②eLTAXによる電子納税サービスをご利用の場合\*2に納付できます。
- ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、納付書を持参のうえ、金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアでご納付ください。なお、ペイジー等で納付した場合に限り、「都税納税確認書」を発行しております。ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。
- ・新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングを利用する方は、事前に金融機関への申込みが必要です。
- ・システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳細は東京都主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）「税金の支払い」をご覧ください。

### ○パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付

- ・パソコンやスマートフォン等から、インターネットの専用サイト（都税クレジットカードお支払サイト）にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます（税額に応じた決済手数料がかかります。）。詳しくは、都税クレジットカードお支払サイト（<https://zei.metro.tokyo.lg.jp/>）をご覧ください。

## ●クレジットカードで納付できる主な税目

自動車税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）\*3、固定資産税（償却資産）\*3、不動産取得税、個人の事業税

## ●注意事項

- ・税額が100万円未満の納付書に限り、クレジットカードで納付できます。
- ・税額のほかに、税額に応じた決済手数料（最初の1万円までは73円、以降税額が1万円増えるごとに73円が加算されます（消費税別）。）がかかります。
- ・支払手続きが完了すると、支払の取消しや決済手数料の返金とはできません（税額が還付される場合でも、決済手数料は返金できません。）。
- ・都税事務所や金融機関等の窓口ではクレジットカードは利用できません。その他、都税クレジットカードお支払サイトに記載されている注意事項をご確認の上、ご利用ください。

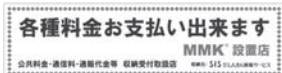
都税クレジットカードお支払サイト

検索

## ○口座振替（固定資産税・都市計画税（土地・家屋）\*4、固定資産税（償却資産）\*4、個人の事業税）

- ・口座振替の申込等については、東京都主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）「都税Q&A」をご覧ください。そのほか、口座振替に関するよくあるご質問を掲載しています。（口座振替のお問い合わせ先）主税局徴収部納税推進課（☎03-3252-0955）（受付時間 平日9時～17時）

\*1 「MMK設置店」とは、MMK（マルチメディアキオスク）端末が設置されているコンビニエンスストアやドラッグストア等の店舗を表します。収納可能な店舗には、「MMK設置店」のステッカー（下図）が店頭に表示されています。



- \*2 eLTAXによる電子納税サービスは、eLTAXで電子申告を行った法人の事業税・地方法人特別税・法人の都民税、事業所税（23区内）の納付及び法人の事業税・地方法人特別税・法人の都民税の見込納付（確定申告分のみ）について利用できます。
- \*3 23区内に所在する資産が対象です。
- \*4 23区内に所在する資産が対象です。なお、随時課税分については、口座振替の利用はできません。

都税の納付方法に関する詳しいことは、東京都主税局ホームページ「税金の支払い」をご覧ください。

## ■不動産と都税の減免

納税者や課税対象に特別な事情があるときには、都税の減免が認められる場合があります。

### 不動産取得税

- 都市再開発法に基づく権利変換手続により不動産を取得したとき
- 取得した不動産がその不動産取得税の納期限までに災害等により滅失・損壊したとき又は滅失・損壊した不動産に代わる不動産を災害等の後3年以内に取得したとき
- 公共事業による立退きで、一定期間内に代わりの家屋を取得したとき
- 土地区画整理法による土地区画整理事業に伴い、一定期間内に代わりの家屋を取得したとき  
など

### 固定資産税・都市計画税（23区内）

- 生活保護法により生活扶助等を受けている方が固定資産を所有しているとき
- 相続税法の規定により所有する固定資産を物納したとき

- 災害等により固定資産が滅失又は甚大な損害を受けたとき
- 賦課期日（1月1日）後に、固定資産を国等へ無償で譲渡したとき又は国等へ無償で貸与し、公用若しくは公共の用に供しているとき  
など

（注1）「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免」については17ページをご覧ください。

（注2）「不燃化特区内における老朽住宅除却後の土地に対する固定資産税・都市計画税の減免」については、18ページをご覧ください。

（注3）「耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免」については21、22ページをご覧ください。

（注4）「不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免」については、23ページをご覧ください。

### 事業所税（23区内）

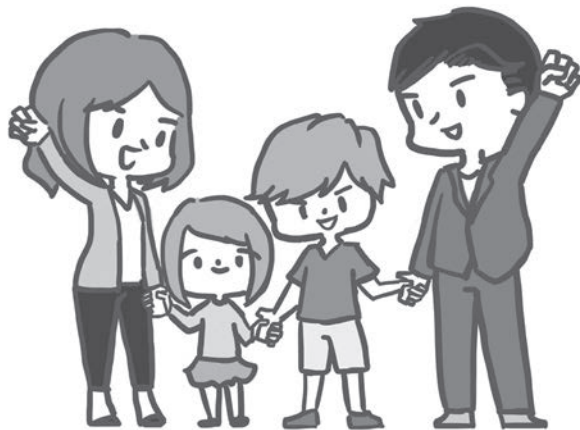
- 災害等により事業所用家屋が滅失又は甚大な損害を受けたとき  
など

## 個人事業税

- 災害等により事業用資産や住宅等が滅失又は甚大な損害を受けたとき など

## 都税についての減免の手続き

減免を受けようとする方は、原則として納期限までに都税事務所・都税支所・支庁に、必要書類を添付して減免申請書を提出することが必要です。



## ■平成30年度税制改正等のあらまし

(不動産関係のうち主なものを抜粋)

### 所得税・住民税

- 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換えにより非耐火既存住宅を取得した場合の要件に、経過年数等要件を加えた上で、その適用期限を2年延長する。
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。

### 不動産取得税

- 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則4%）を3%とする特例措置並びに宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置について、平成33年3月31日まで3年延長する。
- 新耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、入居前に新耐震基準に適合するための改修を実施する場合における当該中古住宅の用に供する土地について、耐震基準適合既存住宅の用に供する土地に係る減額措置と同様の措置を講ずる。
- 宅地建物取引業者が取得した既存住宅について、

一定の増改築等を行った上、取得の日から2年以内に耐震基準適合要件を満たすものとして個人に販売し、自己の居住の用に供された場合における当該宅地建物取引業者が取得する当該既存住宅のうち一定のものに供する土地に対して、新築住宅の用に供する土地に係る減額措置と同様の措置を平成31年3月31日まで講ずる。

### 固定資産税・都市計画税

- 土地に係る負担調整措置について、平成30年度から平成32年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、従前の仕組みを継続する。
- 特定生産緑地について、生産緑地と同様に農地評価とする。
- 新築の住宅及び認定長期優良住宅に係る減額措置並びに耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を平成32年3月31日まで2年延長する。
- バリアフリー改修及び省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、床面積要件の上限を280㎡以下（現行：上限なし）とした上、その適用期限を平成32年3月31日まで2年延長する。

## 相続税・贈与税

- 農地等に係る納税猶予制度の対象に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく一定の貸付けがされた生産緑地並びに特定生産緑地及び三大都市圏の特定市における田園住居地域内の農地を加える。
- 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、次の見直しを行う。
  - ・持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲から、相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者等を除外する。
  - ・貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された一定の宅地等を除外する。

## 登録免許税

- 相続により土地の所有権を取得した者が当該土地の所有権の移転登記を受けないで死亡し、その者の相続人等が平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に、その死亡した者を登記名義人とするために受ける当該移転登記に対する税を免税とする措置を講ずる。
- 特定認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の所有

権の保存登記等に対する税率の軽減措置の適用期限を平成32年3月31日まで2年延長する。

## 印紙税

- 不動産の譲渡に関する契約書等に係る税率の特例措置の適用期限を2年延長する。

## <都税条例等の改正>

### 固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税（23区内）に関する軽減措置について、以下のとおり継続する。

小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置	平成30年度
小規模非住宅用地に対する減免措置	
商業地等に係る負担水準の上限引下げ措置	
税額が前年度の1.1倍を超える住宅用地等に対する軽減措置	平成32年度まで
耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する減免措置	適用期限を平成31年度末まで2年延長

## ■官公庁のご案内

### 都税事務所（23区内）

平成30年6月1日現在

千代田	〒101-8520 千代田区内神田2-1-12	☎(03)3252-7141
中央	〒104-8558 中央区入船1-8-2	☎(03)3553-2151
港	〒106-8560 港区麻布台3-5-6	☎(03)5549-3800
新宿	〒160-8304 新宿区西新宿7-5-8	☎(03)3369-7151
文京	〒112-8550 文京区春日1-16-21	☎(03)3812-3241
台東	〒111-8606 台東区雷門1-6-1	☎(03)3841-1271
墨田	〒130-8608 墨田区業平1-7-4	☎(03)3625-5061
江東	〒136-8533 江東区大島3-1-3	☎(03)3637-7121
品川	〒140-8716 品川区広町2-1-36	☎(03)3774-6666
目黒	〒153-8937 目黒区上目黒2-19-15	☎(03)5722-9001
大田	〒144-8511 大田区西蒲田7-11-1	☎(03)3733-2411
世田谷	〒154-8577 世田谷区若林4-22-13	☎(03)3413-7111

渋谷	〒150-6007 渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階	☎(03)5420-1621
中野	〒164-0001 中野区中野4-6-15	☎(03)3386-1111
杉並	〒166-8502 杉並区成田東5-39-11	☎(03)3393-1171
豊島	〒171-8506 豊島区西池袋1-17-1	☎(03)3981-1211
北	〒114-8517 北区中十条1-7-8	☎(03)3908-1171
荒川	〒116-8586 荒川区西日暮里2-25-1	☎(03)3802-8111
板橋	〒173-8510 板橋区大山東町44-8	☎(03)3963-2111
練馬	〒176-8511 練馬区豊玉北6-13-10	☎(03)3993-2261
足立	〒123-8512 足立区西新井栄町2-8-15	☎(03)5888-6211
葛飾	〒124-8520 葛飾区立石5-13-1	☎(03)3697-7511
江戸川	〒132-8551 江戸川区中央4-24-19	☎(03)3654-2151

## 都税事務所（多摩地域）

平成30年6月1日現在

八王子都税事務所	〒192-8611	八王子市明神町3-19-2	☎ (042)644-1111	八王子市、青梅市、町田市、日野市、福生市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
青梅都税支所	〒198-0036	青梅市河辺町6-4-1	☎ (0428)22-1152	
町田都税支所	〒194-8540	町田市中町1-31-12	☎ (042)728-5111	
立川都税事務所	〒190-0022	立川市錦町4-6-3	☎ (042)523-3171	立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市
府中都税支所	〒183-8549	府中市宮西町1-26-1	☎ (042)364-2288	
小平都税支所	〒187-8533	小平市花小金井1-6-20	☎ (042)464-0070	

（注）都税支所では、以下の窓口業務を行っています。

- 都税の納税
- 各種申告書・申請書の受付
- 課税証明書・納税証明書の発行
- 納付書の発行
- 都税に関する相談 など





## 支庁（島しょ）

平成30年6月1日現在

大島	〒100-0101 大島町元町字オンダシ222-1 ☎(04992)2-4411	大島町、利島村、新島村、神津島村
三宅	〒100-1102 三宅島三宅村伊豆642 ☎(04994)2-1311	三宅村、御蔵島村
八丈	〒100-1492 八丈島八丈町大賀郷2466-2 ☎(04996)2-4511 ※税務担当直通	八丈町、青ヶ島村
小笠原	〒100-2101 小笠原村父島字西町 ☎(04998)2-3230 ※行政担当直通	小笠原村

## 区役所

平成30年6月1日現在

千代田	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 ☎(03)3264-2111
中央	〒104-8404 中央区築地1-1-1 ☎(03)3543-0211
港	〒105-8511 港区芝公園1-5-25 ☎(03)3578-2111
新宿	〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(03)3209-1111
文京	〒112-8555 文京区春日1-16-21 ☎(03)3812-7111
台東	〒110-8615 台東区東上野4-5-6 ☎(03)5246-1111
墨田	〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 ☎(03)5608-1111
江東	〒135-8383 江東区東陽4-11-28 ☎(03)3647-9111
品川	〒140-8715 品川区広町2-1-36 ☎(03)3777-1111
目黒	〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 ☎(03)3715-1111
大田	〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 ☎(03)5744-1111
世田谷	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 ☎(03)5432-1111

渋谷	〒150-8010 渋谷区渋谷1-18-21 ☎(03)3463-1211
中野	〒164-8501 中野区中野4-8-1 ☎(03)3389-1111
杉並	〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 ☎(03)3312-2111
豊島	〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 ☎(03)3981-1111
北	〒114-8508 北区王子本町1-15-22 ☎(03)3908-1111
荒川	〒116-8501 荒川区荒川2-2-3 ☎(03)3802-3111
板橋	〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 ☎(03)3964-1111
練馬	〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 ☎(03)3993-1111
足立	〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 ☎(03)3880-5111
葛飾	〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎(03)3695-1111
江戸川	〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 ☎(03)3652-1151

## 市役所

八王子	〒192-8501	八王子市元本郷町3-24-1	☎(042)626-3111
立川	〒190-8666	立川市泉町1156-9	☎(042)523-2111
武蔵野	〒180-8777	武蔵野市緑町2-2-28	☎(0422)51-5131
三鷹	〒181-8555	三鷹市野崎1-1-1	☎(0422)45-1151
青梅	〒198-8701	青梅市東青梅1-11-1	☎(0428)22-1111
府中	〒183-8703	府中市宮西町2-24	☎(042)364-4111
昭島	〒196-8511	昭島市田中町1-17-1	☎(042)544-5111
調布	〒182-8511	調布市小島町2-35-1	☎(042)481-7111
町田	〒194-8520	町田市森野2-2-22	☎(042)722-3111
小金井	〒184-8504	小金井市本町6-6-3	☎(042)383-1111
小平	〒187-8701	小平市小川町2-1333	☎(042)341-1211
日野	〒191-8686	日野市神明1-12-1	☎(042)585-1111
東村山	〒189-8501	東村山市本町1-2-3	☎(042)393-5111

平成30年6月1日現在

国分寺	〒185-8501	国分寺市戸倉1-6-1	☎(042)325-0111
国立	〒186-8501	国立市富士見台2-47-1	☎(042)576-2111
福生	〒197-8501	福生市本町5	☎(042)551-1511
狛江	〒201-8585	狛江市和泉本町1-1-5	☎(03)3430-1111
東大和	〒207-8585	東大和市中央3-930	☎(042)563-2111
清瀬	〒204-8511	清瀬市中里5-842	☎(042)492-5111
東久留米	〒203-8555	東久留米市本町3-3-1	☎(042)470-7777
武蔵村山	〒208-8501	武蔵村山市本町1-1-1	☎(042)565-1111
多摩	〒206-8666	多摩市関戸6-12-1	☎(042)375-8111
稲城	〒206-8601	稲城市東長沼2111	☎(042)378-2111
羽村	〒205-8601	羽村市緑ヶ丘5-2-1	☎(042)555-1111
あきる野	〒197-0814	あきる野市二宮350	☎(042)558-1111
西東京	〒188-8666	西東京市南町5-6-13	☎(042)464-1311

## 町村役場

瑞穂町	〒190-1292	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335	☎(042)557-0501
日の出町	〒190-0192	西多摩郡日の出町大字平井2780	☎(042)597-0511
檜原村	〒190-0212	西多摩郡檜原村467-1	☎(042)598-1011
奥多摩町	〒198-0212	西多摩郡奥多摩町水川215-6	☎(0428)83-2111
大島町	〒100-0101	大島町元町1-1-14	☎(04992)2-1465 ※ 税務課直通
利島村	〒100-0301	利島村248	☎(04992)9-0011
新島村	〒100-0402	新島村本村1-1-1	☎(04992)5-0240

平成30年6月1日現在

神津島村	〒100-0601	神津島村904	☎(04992)8-0011
三宅村	〒100-1212	三宅島三宅村阿古497 (臨時庁舎)	☎(04994)5-0981
御蔵島村	〒100-1301	御蔵島村字入かねが沢	☎(04994)8-2121
八丈町	〒100-1498	八丈島八丈町大賀郷2551-2	☎(04996)2-1122 ※ 税務課直通
青ヶ島村	〒100-1701	青ヶ島村無番地	☎(04996)9-0111
小笠原村	〒100-2101	小笠原村父島字西町	☎(04998)2-3111

# 税務署

平成30年4月1日現在

署名	担当区域	郵便番号	所在地	電話
麹町	千代田区のうち麹町地区	102-8311	千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	☎ (03)3221-6011
神田	千代田区のうち神田地区	100-8183	千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館3階・4階	☎ (03)4574-5596
日本橋	中央区のうち日本橋地区	103-8551	中央区日本橋掘留町2-6-9	☎ (03)3663-8451
京橋	中央区のうち京橋地区	100-8129	千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館6階・7階	☎ (03)4434-0011
芝	港区のうち芝地区・ 東京都のうち大島町、利島村、新島村、神津島村、 三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	108-8401	港区芝5-8-1	☎ (03)3455-0551
麻布	港区のうち麻布・赤坂地区	106-8630	港区西麻布3-3-5	☎ (03)3403-0591
四谷	新宿区のうち四谷・牛込地区	160-8530	新宿区三栄町24	☎ (03)3359-4451
新宿	新宿区のうち新宿地区	163-0740	新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル5階・6階・8階	☎ (03)6757-7776
小石川	文京区のうち小石川地区	112-8558	文京区春日1-4-5	☎ (03)3811-1141
本郷	文京区のうち本郷地区	113-8459	文京区西片2-16-27	☎ (03)3811-3171
東京上野	台東区のうち下谷地区	110-8607	台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎	☎ (03)3821-9001
浅草	台東区のうち浅草地区	111-8602	台東区蔵前2-8-12	☎ (03)3862-7111
本所	墨田区のうち本所地区	130-8686	墨田区業平1-7-2	☎ (03)3623-5171
向島	墨田区のうち向島地区	131-8509	墨田区東向島2-7-14	☎ (03)3614-5231
江東西	江東区のうち城東地区を除く地区	135-8311	江東区猿江2-16-12	☎ (03)3633-6211
江東東	江東区のうち城東地区	136-8505	江東区亀戸2-17-8	☎ (03)3685-6311
品川	品川区のうち品川・大崎・大井・八潮地区	108-8622	港区高輪3-13-22	☎ (03)3443-4171
荏原	品川区のうち荏原地区	142-8540	品川区中延1-1-5	☎ (03)3783-5371
目黒	目黒区	153-8633	目黒区中目黒5-27-16	☎ (03)3711-6251
大森	大田区のうち大森地区	143-8565	大田区中央7-4-18	☎ (03)3755-2111
雪谷	大田区のうち調布地区	145-8506	大田区雪谷大塚町4-12	☎ (03)3726-4521
蒲田	大田区のうち蒲田地区	144-8556	大田区蒲田本町2-1-22	☎ (03)3732-5151
世田谷	世田谷区のうち中央部地区	154-8523	世田谷区若林4-22-13 世田谷合同庁舎3階・4階	☎ (03)6758-6900
北沢	世田谷区のうち北部地区	156-8555	世田谷区松原6-13-10	☎ (03)3322-3271
玉川	世田谷区のうち玉川地区	158-8601	世田谷区玉川2-1-7	☎ (03)3700-4131
渋谷	渋谷区	150-8333	渋谷区宇田川町1-10 渋谷地方合同庁舎	☎ (03)3463-9181

○国税に関する一般的なご相談は、国税庁ホームページでタックスアンサーをご覧いただくか、所轄の税務署に電話をおかけいただき、自動音声の案内に従い、「1」番を選択して電話相談センターをご利用ください。

平成30年4月1日現在

署名	担当区域	郵便番号	所在地	電話
中野	中野区	164-8566	中野区中野4-9-15	☎ (03)3387-8111
杉並	杉並区のうち阿佐谷・高円寺地区	166-8501	杉並区成田東4-15-8	☎ (03)3313-1131
荻窪	杉並区のうち荻窪地区	167-8506	杉並区天沼3-19-14	☎ (03)3392-1111
豊島	豊島区	171-8521	豊島区西池袋3-33-22	☎ (03)3984-2171
王子	北区	114-8560	北区王子3-22-15	☎ (03)3913-6211
荒川	荒川区	116-8588	荒川区西日暮里6-7-2	☎ (03)3893-0151
板橋	板橋区	173-8530	板橋区大山東町35-1	☎ (03)3962-4151
練馬東	練馬区の一部	179-8503	練馬区旭町2-8-18	☎ (03)6371-2332
練馬西	練馬区の一部	178-8624	練馬区東大泉7-31-35	☎ (03)3867-9711
足立	足立区のうち千住・綾瀬地区	120-8520	足立区千住旭町4-21	☎ (03)3870-8911
西新井	足立区のうち西新井地区	123-8501	足立区栗原3-10-16	☎ (03)3840-1111
葛飾	葛飾区	124-8560	葛飾区立石8-31-6	☎ (03)3691-0941
江戸川北	江戸川区の一部	132-8668	江戸川区平井1-16-11	☎ (03)3683-4281
江戸川南	江戸川区の一部	134-8567	江戸川区清新町2-3-13	☎ (03)5658-9311
八王子	八王子市	192-0994	八王子市子安町4-4-9	☎ (042)622-6291
立川	立川市、昭島市、国分寺市、 国立市、東大和市、武蔵村山市	190-8565	立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎	☎ (042)523-1181
武蔵野	武蔵野市、三鷹市、小金井市	180-8522	武蔵野市吉祥寺本町3-27-1	☎ (0422)53-1311
青梅	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡	198-8530	青梅市東青梅4-13-4	☎ (0428)22-3185
武蔵府中	府中市、調布市、狛江市	183-8548	府中市本町4-2	☎ (042)362-4711
町田	町田市	194-8567	町田市中町3-3-6	☎ (042)728-7211
日野	日野市、多摩市、稲城市	191-8520	日野市万願寺6-36-2	☎ (042)585-5661
東村山	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	189-8555	東村山市本町1-20-22	☎ (042)394-6811

○国税に関する一般的なご相談は、国税庁ホームページでタックスアンサーをご覧いただくか、所轄の税務署に電話をおかけいただき、自動音声の案内に従い、「1」番を選択して電話相談センターをご利用ください。

## 東京法務局（本局・支局・出張所）

平成30年4月1日現在

庁名	所在地	電話番号
本局	〒102-8225 千代田区九段南1-1-15 (九段第2合同庁舎)	(03) 5213-1234 (代) (03) 5213-1330 (不動産登記) (03) 5213-1337 (商業・法人登記)
登記電話相談室*		(03) 5318-0261
八王子支局	〒192-0364 八王子市南大沢2-27 (フレスコ南大沢10・11階)	(042) 670-6240
府中支局	〒183-0052 府中市新町2-44	(042) 335-4753
西多摩支局	〒197-0004 福生市南田園3-61-3	(042) 551-0360
港出張所	〒106-8654 港区東麻布2-11-11	(03) 3586-2181
台東	〒110-8561 台東区台東1-26-2	(03) 3831-0625
墨田	〒130-0024 墨田区菊川1-17-13	(03) 3631-1408
品川	〒140-8717 品川区広町2-1-36 (品川区総合庁舎)	(03) 3774-3446
城南	〒146-8554 大田区鵜の木2-9-15	(03) 3750-6651
世田谷	〒154-8531 世田谷区若林4-22-13 (世田谷合同庁舎2階)	(03) 5481-7519
渋谷	〒150-8301 渋谷区宇田川町1-10 (渋谷地方合同庁舎)	(03) 3463-7671
新宿	〒169-0074 新宿区北新宿1-8-22	(03) 3363-7385
中野	〒165-8588 中野区野方1-34-1	(03) 3389-3379

庁名	所在地	電話番号
杉並出張所	〒167-0035 杉並区今川2-1-3	(03) 3395-0255
板橋	〒173-0004 板橋区板橋1-44-6	(03) 3964-5385
豊島	〒171-8507 豊島区池袋4-30-20 (豊島地方合同庁舎)	(03) 3971-1616
北	〒114-8531 北区王子6-2-66	(03) 3912-2608
練馬	〒179-8501 練馬区春日町5-35-33	(03) 5971-3681
江戸川	〒132-8585 江戸川区中央1-16-2	(03) 3654-4156
城北	〒124-8502 葛飾区小菅4-20-24	(03) 3603-4305
町田	〒194-0022 町田市森野2-28-14 (町田地方合同庁舎)	(042) 722-2414
田無	〒188-0011 西東京市田無町4-16-24	(042) 461-1130
立川	〒190-8524 立川市緑町4-2 (立川地方合同庁舎6階)	(042) 524-2716

(注) 上記のうち供託取扱庁は、本局、八王子支局、府中支局及び西多摩支局です。

\* 登記申請に関する一般的な相談及び支局・出張所における窓口での登記相談を希望する方は、事前予約制となっておりますので、登記電話相談室へお願いします。

## ■税金に関するご相談は

### 電話・面談等

<都 税>

- 都税事務所の相談コーナー（72、73ページ参照）
- 主税局都税相談コーナー ☎(03) 5388-2925  
新宿区西新宿2-8-1（都庁第一本庁舎）

<国 税>

- 国税に関する一般的なご相談は、国税庁ホームページでタックスアンサーをご覧いただくか、所轄の税務署(76、77ページ参照)に電話をおかけいただき、自動音声の案内に従い、「1」番を選択して電話相談センターをご利用ください。

### ホームページ

<都 税>東京都主税局ホームページ

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

<国 税>国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

### 出版物

- 東京都主税局発行

「あなたと都税」（月刊）

「ガイドブック都税」

「不動産と税金」

「外国語版ガイドブック都税」(英語・中国語・ハングル)

(注) 都税事務所、都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階北側）で無料配布しています。

- 公益財団法人東京税務協会発行

「地方税ミニガイド2018」360円（税込）

(注) 根拠条文が入った実務家向けのハンディな手引書です。  
お問い合わせは、(公財)東京税務協会(☎(03) 3228-7998)まで。

## ■その他の不動産に関するご相談は

- 不動産業者と土地・建物を取引するときの事前相談・紛争相談（面接相談）  
都市整備局住宅政策推進部不動産課 ☎(03) 5320-5071
- 新・増・改築をするときの建築確認の申請  
区役所（74ページ参照）の建築課  
多摩建築指導事務所

建築指導第一課

☎(042) 548-2044

建築指導第二課（小平合同庁舎）☎(0424) 64-2154

建築指導第三課（青梅合同庁舎）☎(0428) 23-3423

八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市、国分寺市、西東京市内での建築は市役所（75ページ参照）の建築指導課





## 不動産と税金 2018 (平成30年度版)

平成30年6月発行

印刷番号 (29)73

編集・発行

東京都主税局総務部総務課

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

電話(都庁代表) 03(5321)1111

電話(ダイヤルイン)03(5388)2924・5

ファックス番号 03(5388)1302

印刷

宮嶋印刷株式会社





東京都主税局

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用